

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は、古くから計画的な市街地形成が図られ、碁盤目状の道路ネットワークが構築されるとともに、上下水道などのインフラも充実している。

中心市街地の南北軸となる旧国道 4 号沿道はアーケードが設置された商店街となっており、また、東西軸となる官庁街通り周辺には緑地や公園が広がり、総合体育センターをはじめとした様々なスポーツ施設、市民文化センターや教育プラザ（市民図書館・教育研修センター）等の文化施設、十和田市現代美術館や各種行政施設などの多様な公共公益施設が配置されることで、市民だけではなく近隣市町村の住民にも憩いや文化、レクリエーション環境を提供している。

第 1 期基本計画でも、車道の改良・歩道のグレードアップや、来街者の高いニーズを踏まえた観光駐車場の整備、歩行者サインやアートファニチャーの整備などの取組により、来街者の回遊性や利便性、歩行者の快適性の向上を図り、歩いて楽しめるまちづくりを進めてきた。

平成 26 年度に実施した「十和田市中心市街地活性化に関する来街者アンケート調査」では、市内からの来街者・市外からの来街者とも、「公園や緑などの環境整備」で比較的高い満足度を示すとともに、「歩道の整備などの歩行者の安全性」についても、「特に満足」が「特に不満」を大きく上回るなど、取組の効果が見られている。

しかし、第 1 期基本計画期間中の平成 24 年（2012）には、十和田観光電鉄線の撤退にともない本市における公共交通ネットワークの“核”となっていた十和田市駅が廃止され、現状では中心市街地のほぼ中央に位置する十和田市中央バス停が交通拠点的な役割を担っているものの、乗降時の安全性や待合環境などに加え、ネットワークの分かりにくさ、乗り継ぎ利便性の悪さなどの問題を抱えており、十和田湖・奥入瀬溪流や十和田市現代美術館などへの来街者の中心市街地内の回遊を阻害する要因の一つになっているものと考えられる。

また、中心市街地の軸となる旧国道 4 号と官庁街通りが交わる交差点では、不整形な交差点形状が交通安全上の支障となっており、加えて、商店街に設置されているアーケードにより、沿道に新たに整備される施設と商店街の一体性を阻害することも懸念されている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

こうした現状を踏まえ、中心市街地においては、道路交通の円滑性や安全性を高めるための交差点改良や、公共交通ネットワークの利便性を高めるための交通拠点の整備、沿道への施設整備にあわせたアーケードの部分的な撤去など、市街地の整備改善に向けた取組を進めていく必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけられた事業については、毎年度、事業の進捗状況についての確認を行い、各事業主体とも十分に協議したうえで進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ることとする。

また、計画期間満了時点においても進捗状況を確認し、効果の検証等を実施する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街歩行空間改善事業 ■事業内容 アーケードの撤去 ■実施時期 平成 31～33 年度	十和田市	沿道への高次・複合都市施設や、(仮称)地域交流センターの整備にあわせて、商店街のアーケードの一部を撤去するものである。 新規に整備される施設と商店街の一体性が確保されることで、魅力の向上が図られ、中心市街地への来街や回遊の促進が期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 32～33 年度	
■事業名 事業活用調査事業 ■事業内容 社会資本整備総合交付金の中間・事後評価 ■実施時期 平成 33・35 年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 33・35 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 交通拠点整備事業</p> <p>■事業内容 交通拠点（バスターミナル）の整備</p> <p>■実施時期 平成 31～33 年度</p>	十和田市	<p>広域バス路線（高速バス含む）や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる、観光案内機能を備えた交通拠点（バスターミナル）を整備するものである。</p> <p>新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、中心市街地に人が集まりやすい都市構造が構築されることで、賑わいの創出につながることが期待される。</p> <p>また、公共交通の利便性が高まることで、中心市街地内の居住地としての魅力の向上に寄与することも期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区））</p> <p>■実施時期 平成 32～33 年度</p>	
<p>■事業名 （仮称）地域交流センター整備事業</p> <p>■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備</p> <p>■実施時期 平成 29～32 年度</p>	十和田市	<p>旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備するものである。</p> <p>市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区））</p> <p>■実施時期 平成 31～32 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援策がないその他の事業

該当なし